

令和8年度 洲本市危険空き家除却支援事業

地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図るため、倒壊等のおそれがあり周辺に危険が及ぶおそれのある空き家について、解体、撤去及び処分を行う者に対し予算の範囲内において、洲本市危険空き家除却支援事業補助金交付要綱（以下、「要綱」という。）に基づき、その経費の一部を補助します。

1 補助金額 ※予算の範囲内の助成とするため、年度途中において申請を早期に締め切る場合があります。

危険空き家の区分	補助金額 (補助限度額)
「通常型（住宅）」 主として住宅の用に供されていたもの	補助対象経費の2/3 (上限：133.2万円)
「通常型（住宅以外）」 主として住宅の用以外の用に供されていたもの	補助対象経費の1/3 (上限：30万円)
「公共・公益用地等活用品（住宅以外）」 主として住宅の用以外の用に供されていたもの	補助対象経費の2/3 (上限：133.2万円)

※1 建物の除却工事費の額（その額が標準除却費のうちの除却工事費の額を超えるときは、標準除却費のうちの除却工事費の額）

※2 除却工事費の1㎡当たりの額（木造 33,000 円/㎡、非木造 47,000 円/㎡）

※3 家財道具の搬出、処分に要する費用は含まないものとする。

※4 「標準除却費」とは、住宅地区改良事業等補助金交付要領（昭和53年4月4日付け建設省住整発第14号）に基づき国土交通大臣が定める標準除却費をいう。

※5 標準除却費は、この補助金の交付を決定した時点における国土交通大臣が定める標準除却費を使用する。

※6 補助金額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

※7 「通常型（住宅）」、「通常型（住宅以外）」

危険空き家を除却した後の跡地利用として再建築、転売（いずれも法令等に抵触しない場合に限る）は可能とし、良好な環境形成に資する利用とし管理不全（雑草の繁茂や環境の阻害）とならないように概ね10年間、適正に管理する。また、所有権等が移転した場合も、それを引き継ぐものとする。

※8 「公共・公益用地等活用品（住宅以外）」

危険空き家を除却した後の跡地利用として自己の建替えは不可とし、良好な環境形成及び地域の活性化に資するものとし、除却後の跡地を公園、広場、緑地、エコステーション、防災空地その他公共・公益用地等に10年間活用し、管理不全（雑草の繁茂や環境の阻害）とならないように適正に管理する。また、所有権等が移転した場合も、それを引き継ぐものとする。

危険空き家を除却した後の跡地については、当該除却後3年以内に第6条第3号に規定する公共・公益用地等として利用に供するものとし、看板への掲示又は洲本市のホームページ等への掲載により、周辺の住民等に対して当該除却後の跡地の用途及びその利用が可能な期間等を周知するものとする。

2 補助対象危険空き家 ※次のいずれにも該当するもの

□に✓を記入してご確認ください	
<input type="checkbox"/>	洲本市から空き家等の適正な管理について助言又は指導を受けているもの
<input type="checkbox"/>	1年以上使用のない状態にあるものであって、倒壊等により道路等を通行する者及び隣地周辺宅地の住民等に危険が及ぶおそれがあり、自治会からの相談又は情報提供があったもの
<input type="checkbox"/>	市が定める不良度の高いもの ※市による不良度の調査により判定します
<input type="checkbox"/>	公共事業等の補償の対象となっていないもの
<input type="checkbox"/>	除却を行うことで、街並み景観等良好な住環境の保全に資するもの

3 補助対象者 ※次のいずれにも該当するもの（法人は除く）

□に✓を記入してご確認ください	
<input type="checkbox"/>	登記事項証明書（未登記の場合は、固定資産税家屋台帳又は固定資産税納税通知書）に所有者として記録されている者、又は法定相続人
<input type="checkbox"/>	洲本市暴力団排除条例（平成25年洲本市条例第2号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないこと
<input type="checkbox"/>	対象危険空き家の所有者の他に所有権その他の権利（賃借権を含む。）を有する者（「所有者等」という。）がある場合において、当該危険空き家の除却について、所有者等の同意等を得られない者でないこと

4 補助対象工事 ※次のいずれにも該当するもの

□に✓を記入してご確認ください	
<input type="checkbox"/>	対象者が発注する対象危険空き家の除去に係る工事であること
<input type="checkbox"/>	市内に主たる事業所を有する法人、又は市内に住所を有する個人事業者が施工するもので、建設業法（昭和24年法律第100号）別表第1の下欄に掲げる土木工事業、建築工事業若しくは解体工事業に係る同法第3条第1項の許可を受けた者又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第21条第1項の登録を受けた者が請け負う工事であること
<input type="checkbox"/>	要綱第8条第1項の規定による補助金交付決定通知の日以降に着手する工事であること
<input type="checkbox"/>	補助金の申請をした日の属する年度の3月15日（その日が市の休日の場合は、その直前の市の休日でない日）までに工事を完了し、実績報告書に添付書類を付けて提出できるもの
<input type="checkbox"/>	建築物（長屋建てを除く。）の一部を除却する工事でないこと。
<input type="checkbox"/>	本事業と併せて他の制度等に基づく補助金の交付を受けて除却しようとする工事でないこと
<input type="checkbox"/>	同敷地内で過去に本事業の補助金を受けたことがないこと

5 申請等に必要書類

(1) 事前調査申込

必要書類一覧（提出前に□に✓を記入してご確認ください）	
<input type="checkbox"/>	事前調査申込書（様式第1号）
<input type="checkbox"/>	位置図
<input type="checkbox"/>	その他市長が必要と思われる書類

(2) 補助金交付申請

必要書類一覧（提出前に□に✓を記入してご確認ください）	
<input type="checkbox"/>	補助金交付申請書（様式第3号）
<input type="checkbox"/>	配置図及び平面図
<input type="checkbox"/>	現況写真
<input type="checkbox"/>	土地及び建物の登記事項証明書又は土地及び建物の固定資産証明書
<input type="checkbox"/>	相続人が申請する場合は、所有名義人との関係がわかる戸籍謄本又は除籍謄本
<input type="checkbox"/>	同意書兼誓約書（建物権利者用）（様式第4号） ※印鑑証明書が必要
<input type="checkbox"/>	承諾書兼誓約書（土地権利者用）（様式第5号の1） ただし、第6条第3号の危険空き家に該当する場合は、承諾書兼誓約書（土地権利者用）（様式第5号の2）とする ※印鑑証明書が必要
<input type="checkbox"/>	対象工事に要する費用の見積書及び内訳明細書（2社以上）
<input type="checkbox"/>	対象工事を行う建設業者の建設業許可証の写し又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第23条第2項の規定による通知の写し
<input type="checkbox"/>	委任を受けた代理人が手続をする場合は、所有者又は相続人の委任状

※上記のほかにも補助要件等の確認のために書類の提出をお願いすることがあります。

(3) 中止又は廃止

必要書類一覧（提出前に□に✓を記入してご確認ください）	
<input type="checkbox"/>	補助金交付決定中止（廃止）届（様式第7号）

(4) 工事内容変更

必要書類一覧（提出前に□に✓を記入してご確認ください）	
<input type="checkbox"/>	補助金交付決定変更申請書（様式第8号）
以下、変更のある書類のみ添付してください。	
<input type="checkbox"/>	配置図及び平面図
<input type="checkbox"/>	現況写真
<input type="checkbox"/>	土地及び建物の登記事項証明書又は土地及び建物の固定資産証明書
<input type="checkbox"/>	相続人が申請する場合は、所有名義人との関係がわかる戸籍謄本又は除籍謄本
<input type="checkbox"/>	同意書兼誓約書（建物権利者用）（様式第4号） ※印鑑証明書が必要
<input type="checkbox"/>	承諾書兼誓約書（土地権利者用）（様式第5号の1） ただし、第6条第3号の危険空き家に該当する場合は、承諾書兼誓約書（土地権利者用）（様式第5号の2）とする ※印鑑証明書が必要
<input type="checkbox"/>	対象工事に要する費用の見積書及び内訳明細書（2社以上）
<input type="checkbox"/>	対象工事を行う建設業者の建設業許可証の写し又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第23条第2項の規定による通知の写し
<input type="checkbox"/>	委任を受けた代理人が手続をする場合は、所有者又は相続人の委任状

(5) 実績報告

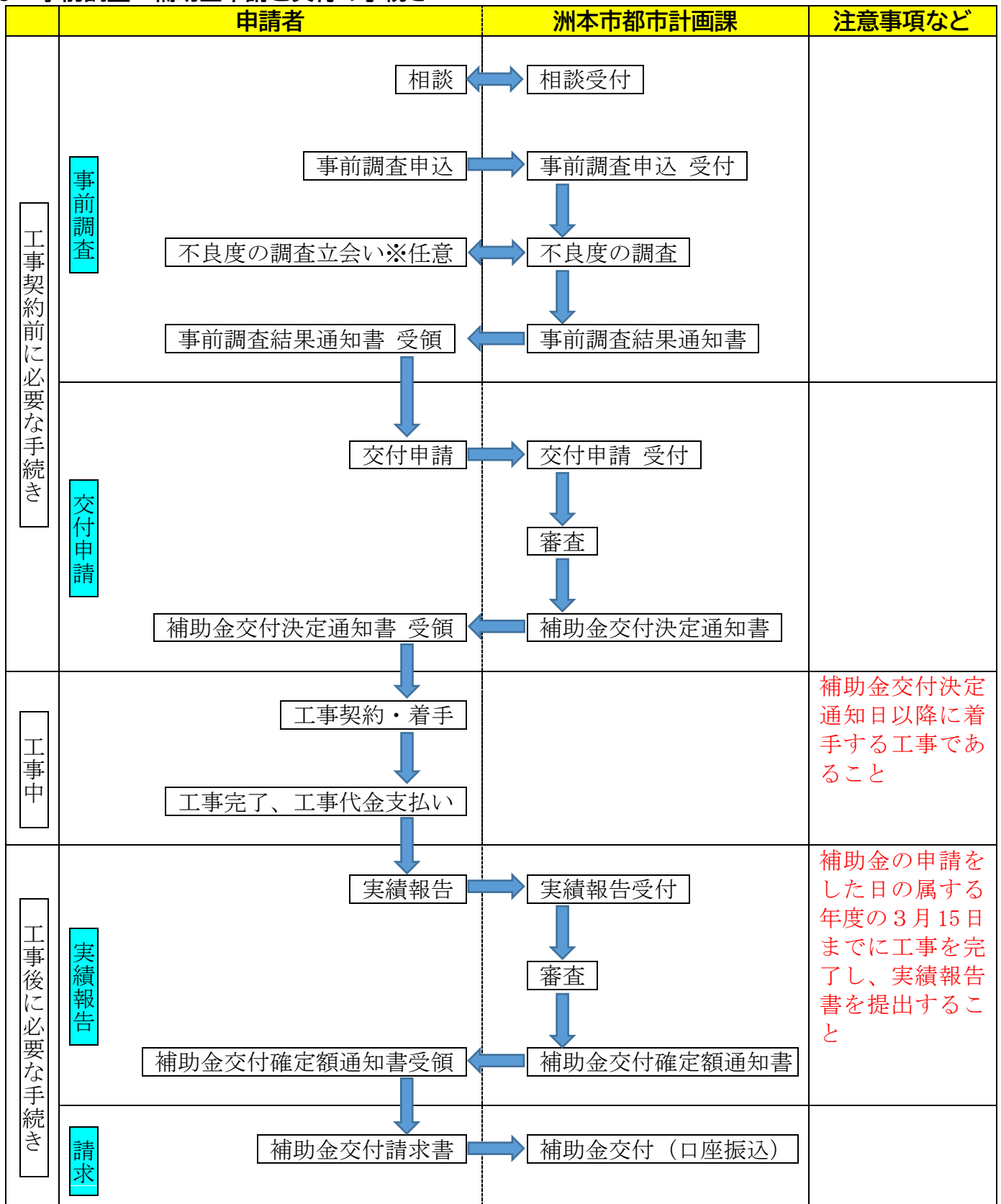
必要書類一覧（提出前に□に✓を記入してご確認ください）	
<input type="checkbox"/>	実績報告書（様式第10号）
<input type="checkbox"/>	工事請負契約書の写し
<input type="checkbox"/>	工事代金領収書及び請求書の写し
<input type="checkbox"/>	工事を行った者の工事完了証明書（様式第11号） ・工事完了写真 ・廃棄物処理に関する処分証明書（産業廃棄物管理票（マニフェストE票））

※上記のほかにも補助要件等の確認のために書類の提出をお願いすることがあります。

(6) 補助金交付請求

提出された実績報告書を審査後、補助金交付額確定通知書により通知します。確定通知を受けた後、補助金交付請求書（様式第13号）により請求していただきます。

6 事前調査・補助金申請と交付の手続き



7 お問い合わせ先

洲本市都市整備部都市計画課 〒656-8686 兵庫県洲本市本町三丁目4番10号

TEL0799-24-7611 FAX0799-24-7612